第3次西脇市
男女共同参画基本プラン
～ パートナー ～

令和4（2022）年度～令和8（2026）年

一人ひとりの人権と個性が尊重され、
男女が共に輝く社会

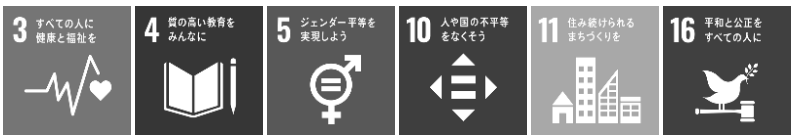
令和4（2022）年3月

西脇市

4. 施策の体系

基本目標Ⅰ　人権尊重と男女共同参画の視点に立った社会づくり

SDGsゴール目標



基本方針	施策の基本的方向	具体的施策
1 人権尊重と男女共同参画に向けた意識啓発の推進	1 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	1 人権・男女共同参画に関する講座・講演会・学習会等の実施
		2 啓発図書等の充実及び啓発資料・広報等の発行・配布
		3 男女共同参画に関する施策や制度の情報提供及び周知
		4 市民意識調査の実施
	2 性の多様性に関する意識の醸成	5 LGBT等の性的マイノリティ（性的少数者）への理解促進
	3 男女共同参画センターの充実・強化	6 男女共同参画センターの充実・強化
	4 男女共同参画の視点に立った表現の促進	7 男女共同参画の視点からの表現ガイドラインの活用
2 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	1 学校における男女共同参画の推進	8 児童生徒への教育の推進
		9 教職員・保護者の男女共同参画に関する研修の実施
3 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり	1 女性の健康支援	10 妊娠・出産期における健康支援
		11 女性の生涯にわたる健康についての支援
	2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の推進	12 暴力根絶への広報
		13 暴力根絶に向けた予防学習の取組
		14 犯罪が発生しにくい環境づくり
	3 ハラスメント防止対策の推進	15 ハラスメント防止対策の推進
	4 自立への支援	16 ひとり親家庭の自立への支援
		17 在住外国人の自立への支援

基本目標Ⅱ　女性が活躍できる社会の実現と男性の家庭生活への参画促進

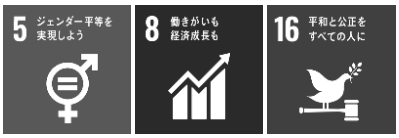
SDGsゴール目標



基本方針	施策の基本的方向	具体的施策
1 女性の活躍機会の拡大（女性活躍推進計画関係）	1 女性の就労や起業の支援	18 就労に向けての相談やセミナー等の開催
		19 再チャレンジ支援
		20 起業に向けての支援
		21 就業継続に向けた人材育成
	2 能力発揮の推進と学習機会の拡大	22 能力発揮の推進と学習機会の拡大
	3 各種相談窓口の充実と連携	23 女性の総合相談窓口の整備・充実
		24 各種相談窓口の充実と連携
2 男性の家庭生活への参画促進	1 男性に対する意識啓発	25 男性に対する男女共同参画意識の向上のための啓発
	2 男性の働き方改革の推進	26 男性の働き方改革の推進
3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	1 ワーク・ライフ・バランスの推進	27 ワーク・ライフ・バランスについてのセミナー等による推進
	2 企業・事業所等への啓発	28 企業・事業所等への各種情報提供
		29 企業・事業所等へのワーク・ライフ・バランスについてのセミナー等による啓発
4 子育て支援の充実	1 子育て支援の充実	30 子育て相談業務の実施
		31 子育て教室の実施、子育て情報誌の発行・配布
		32 ファミリー・サポート・センター事業の実施
		33 多様な保育事業等の実施
		34 放課後児童クラブの充実
		35 児童館など子どもの遊び場の充実
5 障害のある人・高齢者等の介護負担の軽減	1 障害のある人・高齢者等の介護負担の軽減	36 障害のある人、高齢者等の介護についての相談業務の実施
		37 介護保険制度、高齢者福祉サービス及び介護予防事業に関する情報提供・利用の啓発
		38 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や児童福祉法に基づくサービスに関する情報提供・利用の啓発

基本目標Ⅲ　社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進

SDGsゴール目標



基本方針	施策の基本的方向	具体的施策
1 政策・方針決定過程における女性の参画の拡大	1 審議会等への女性委員の登用	39 全ての審議会等への女性委員の登用
	2 事業所・各種団体等における女性の職域拡大と管理職への登用	40 事業所・各種団体等における女性管理職への登用促進
		41 事業所・各種団体等における方針決定の場への女性の参画促進
2 家庭における男女共同参画の促進	1 男女が共に担う家事・子育て・介護等の促進	42 男女が共に担う家事・子育て・介護等の促進
		43 育児休業・介護休業に関する情報提供
3 地域活動・団体等の活動における男女共同参画の推進	1 自治会等地域活動における男女共同参画の促進	44 自治会等への女性役員の選出に向けた取組
	2 団体・グループの育成・支援	45 男女共同参画に関する自主活動グループの育成・支援
		46 子育てグループへの支援
4 職場における男女共同参画の推進	1 男女の均等な雇用機会と待遇の確保	47 事業所等への研修会の実施
		48 就業継続可能な職場づくり
		49 事業所等への各種情報提供
	2 農業や自営業等の女性経営者の活動支援	50 農業分野における女性の活動支援
		51 自営業等の女性経営者の活動支援
5 学校における男女共同参画の推進	1 男女共同参画の視点に立った学校運営の推進	52 管理職・学年主任等への女性の登用促進
		53 学校運営等の方針決定の場における男女共同参画の推進
		54 男女の偏りのない児童会・生徒会役員の登用
6 防災・防犯における男女共同参画の推進	1 防災・防犯における男女共同参画の推進	55 防災分野における女性の積極的な参画推進
		56 防犯分野における女性の積極的な参画推進
7 市の率先した男女共同参画の推進	1 市の率先した男女共同参画の推進	57 庁内における管理職への女性の登用と職域の拡大等
		58 ワーク・ライフ・バランスに向けた取組の推進
		59 全ての審議会等への女性委員の登用 (No.39再掲)

基本目標Ⅳ　配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

SDGsゴール目標



基本方針	施策の基本的方向	具体的施策
1 あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の推進	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の推進（再掲）	60 暴力根絶への広報（No.12再掲）
		61 暴力根絶に向けた予防学習の取組（No.13再掲）
	2 DV根絶に向けた啓発・教育	62 DV防止の理解を深めるための啓発と教育
		63 デートDVに関する啓発
		64 DVに関する市民の意識・実態調査の実施
		65 DVに関する資料の収集と提供
2 DV被害の早期発見と相談体制の整備・充実	1 DV被害の早期発見の仕組みづくり	66 市の各種窓口におけるDV被害の気付きと相談支援窓口への連係
	2 DV被害者の相談体制の充実	67 関係機関との連携による早期発見に向けた仕組みづくり
		68 DV相談窓口の周知
		69 相談支援体制の充実
		70 関係する相談機関との連携の強化
		71 相談窓口職員及び関係職員の資質の向上
3 DV被害者への支援体制の整備	1 DV被害者の安全確保	72 DV被害者の安全確保
	2 DV被害者の自立支援の推進	73 被害者の自立に向けた情報提供と相談支援
		74 DV被害者のこころのケア
		75 子どもの保護のための体制整備
		76 DV被害者の市営住宅入居要件の緩和等による自立支援
		77 配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討

第３章　基本計画

第４章　第２次西脇市配偶者等暴力（DV）対策基本計画

第３章　基本計画

基本目標　Ⅰ

人権尊重と男女共同参画の視点に立った社会づくり

基本方針１

人権尊重と男女共同参画に向けた意識啓発の推進



・　性別にとらわれず、互いの人権を尊重し、多様な価値観を認め合うため、男女平等意識を育む啓発や学習の充実を図ります。

・　男女共同参画センターを中心として、男女共同参画に関する施策の実施、制度の広報や啓発、情報提供を行います。

・　地域や事業所等、多様な主体との連携・協力による意識啓発に取り組みます。

・　性の多様性（性的指向や性自認など）の尊重についての啓発を推進します。

施策の基本的方向　Ⅰ　人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

具体的施策		内容	所管課
Ⅰ	人権・男女共同参画に関する講座・講演会・学習会等の実施	関係機関と連携しながら講師選定・研修方法の検討を行い、参加しやすい内容の講座・講演会・学習会等を実施します。また、自宅等でも参加可能なオンラインセミナーを実施します。	男女共同参画センター まちづくり課人権室 人権教育課
2	啓発図書等の充実及び啓発資料・広報等の発行・配布	人権・男女共同参画に関する図書や啓発DVD等の充実を図ります。また、隣保館広報、人権啓発資料等の発行など、幅広い情報提供を行います。	図書館 男女共同参画センター まちづくり課人権室 人権教育課
3	男女共同参画に関する施策や制度の情報提供及び周知	男女共同参画や女性活躍推進に係る施策や制度、取組など広報等を通じて広く情報発信します。	男女共同参画センター
4	市民意識調査の実施	定期的に市民へのアンケート調査などを行い、現状把握とその結果を検証し、施策に反映します。	男女共同参画センター

施策の基本的方向 2　性の多様性に関する意識の醸成

具体的施策		内容	所管課
5	LGBT等の性的マイノリティ（性的少数者）への理解促進	関係機関と連携し、性の多様性を認識し、LGBT等の性的マイノリティ（性的少数者）に関する理解を深める学習機会の提供に努めます。	男女共同参画センター 人権教育課

施策の基本的方向 3　男女共同参画センターの充実・強化

具体的施策		内容	所管課
6	男女共同参画センターの充実・強化	男女共同参画の推進に向けた多様な講座の開催、相談業務等の事業の充実により、拠点施設である男女共同参画センターの機能の強化を図ります。	男女共同参画センター

施策の基本的方向 4　男女共同参画の視点に立った表現の促進

具体的施策		内容	所管課
7	男女共同参画の視点からの表現ガイドラインの活用	情報発信時において、男女共同参画の視点が意識され、本来の目的が適切に伝わる内容となっているかなど、望ましい表現にするため、ガイドラインの活用を促進します。	男女共同参画センター

column

多様な性について「自分ごと」として考えてみましょう

性のあり方には、大きく分けて「からだの性」、「こころの性」、「好きになる性」、「表現する性」の4つがあります。これらが多様に組み合わさって、一人ひとりの性が形づくられています。しかし、現代社会では性別を「女性」か「男性」かに区別される場面が多く、「からだの性」や「こころの性」が一致しない人や同性を好きになる人、同性も異性もどちらも好きになる人等を少数者とみなし、性的マイノリティ（性的少数者やセクシュアルマイノリティともいう）と呼んでいます※。性的マイノリティを表す言葉の一つとして「LGBT」が用いられていますが、性的マイノリティの性のあり方の全てを表すものではなく、「好きになる性」がどの性別にも向かない人や、自分の性別を決められない・わからない人など、LGBT以外にも様々な性のあり方があります。

※ マイノリティとは、「少数、少数派」の意味です。

一方、性的マイノリティの人たちを「ホモ」「オカマ」「どこかおかしいのでは」「気持ち悪い」など噂話をしたり関わりを避けたりする差別や偏見が、性的マイノリティの精神的苦痛や社会生活上の困難等の様々な問題につながっています。しかし、私たちは誰もが等しく人権を保障されており、性のあり方によって差別や偏見を受けたり日常生活に制限を受けたりすることがあってはなりません。

“自分の周りに性的マイノリティはいない。自分には無関係だ。”と感じる人もいるかもしれません。しかし、性的マイノリティが身近に「いない」のではなく、その存在に「気づいていないだけ」なのかもしれません。自分の性のあり方に違和感や悩み、葛藤があっても、周囲の無理解や差別、偏見を恐れて、家族や友人、知人にも伝えることができない人も多く、そのことが性的マイノリティの存在に気づきにくい一因と考えられます。

性のあり方に決まった形はなく、一人ひとり異なるグラデーションを持っています。そのため、多様な性のあり方について誰もが「自分ごと」として考えていくことが大切です。一人ひとりの性のあり方が尊重され、「自分らしく」生きられる社会の実現に向けて、性に対する固定的な意識や社会のあり方を見直す必要があります。多様な性を知り、習慣・常識を変え、理解者を増やしていくことが求められています。

からだの性（身体の性）	身体的な特徴や性染色体など生物学的な性別
こころの性（性自認）	自分自身が認識している性別
好きになる性（性的指向）	恋愛感情などがどの性別に向いているか
表現する性（性別表現）	言葉や振る舞い、服装などで表現される性別



（資料：公益財団法人人権教育啓発推進センター「多様な性について考えよう！」、兵庫県・（公財）兵庫県人権啓発協会「LGBT等性的少数者の人権　人権文化あふれる温かい共生社会をめざして」）

基本方針２

男女共同参画の視点に立った学校教育の推進



・　人格形成期に当たる子どもたちに、学校において性別にとらわれない男女平等の教育を実施します。

・　進路選択等の機会に、子どもたちが性別に対する思い込みや固定的な性別役割分担意識にとらわれず、多様で柔軟な選択を行い、自分らしい生き方を実現していけるよう、教育・能力開発・学習機会の充実に取り組みます。

・　子どもたちの男女平等意識に大きな影響を与える教職員及び保護者に対する啓発を進めます。

施策の基本的方向 Ⅰ　学校における男女共同参画の推進

具体的施策		内容	所管課
8	児童生徒への教育の推進	人権教育を通して児童生徒の男女平等観や多様な性への認識の育成に努めます。また、性別にとらわれない進路指導及び職業意識の醸成を図ります。	人権教育課 学校教育課 男女共同参画センター
9	教職員・保護者の男女共同参画に関する研修の実施	男女共同参画意識の向上と性の多様性の理解促進に向けた研修・啓発の充実を図ります。	人権教育課 学校教育課 男女共同参画センター



・　妊娠・出産期における不安や悩み、また女性の健康問題に対して、相談の機会を提供します。

・　性感染症予防や望まない妊娠を防ぐための正しい知識の普及啓発を図ります。

・　あらゆる暴力の根絶に向け、暴力を許さない意識や防犯意識を高めます。

・　誰もが人権を尊重され、地域で安全に安心して生活できるよう、相談体制を充実させ、情報提供など支援を行います。

施策の基本的方向 １　女性の健康支援

具体的施策		内容	所管課
１０	妊娠・出産期における健康支援	妊産婦の心身の健康を守るために必要な日常生活のアドバイスを、助産師や保健師等が実施します。	健康課
１１	女性の生涯にわたる健康についての支援	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*12の視点を持ち、女性のライフステージ*13における心身の健康問題について、相談できる機会を提供します。 性感染症の予防や望まない妊娠を防ぐため、性に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	健康課 学校教育課

*12 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：「性と生殖に関する女性の健康／権利」のこと。リプロダクティブ・ヘルスは、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方である。健康とは、疾病や病弱でないことではなく、身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることを意味する。リプロダクティブ・ライツは、それを全ての人々の基本的人権として位置付ける理念のこと。

*13 ライフステージ：人の一生における、加齢に伴う諸段階を表す言葉。それぞれの段階によって生活習慣や健康状態が異なる。

施策の基本的方向 2　女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の推進

具体的施策		内容	所管課
12	暴力根絶への広報	暴力は重大な人権侵害であることを周知するため、わかりやすく、読みやすい内容の資料の作成・配布、学習機会の提供を行います。	男女共同参画センター こども福祉課 人権教育課 学校教育課
13	暴力根絶に向けた予防学習の取組	新型コロナウイルス感染症拡大に伴うDVや性暴力の増加・深刻化の懸念も踏まえ、学校や企業等を対象としたDV防止に向けた取組や教育の充実を図ります。	男女共同参画センター 学校教育課
14	犯罪が発生しにくい環境づくり	犯罪が発生しにくいまちづくりに向け、地域における防犯組織・団体や見守り隊（ハーティネス・メンバー）の活動支援を行います。	防災安全課 青少年センター

施策の基本的方向 3　ハラスメント防止対策の推進

具体的施策		内容	所管課
15	ハラスメント防止対策の推進	職場や地域等でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等を防止するとともに、関係機関と連携し、研修会・講習会の開催に努めます。	男女共同参画センター 人権教育課 商工観光課 学校教育課 総務課

施策の基本的方向 4　自立への支援

具体的施策		内容	所管課
16	ひとり親家庭の自立への支援	ひとり親家庭が抱える問題解決のため、母子・父子自立支援員、家庭児童相談員による相談体制を充実します。	こども福祉課
17	在住外国人の自立への支援	性別による生きづらさを感じている在住外国人が、地域の一員として安心して生活できるよう、必要な情報提供や支援等を行います。	関係各課

基本目標　Ⅱ

女性が活躍できる社会の実現と男性の家庭生活への参画促進

基本方針１

女性の活躍機会の拡大　（女性活躍推進計画関係）



・　女性の就労、起業・創業の活性化や女性起業家の成長・発展を促進するため、情報提供や学習機会の充実に取り組みます。

・　女性の総合相談窓口を整備し、充実を図ります。

・　女性が持っている力を引き出し、社会のあらゆる分野でその能力を発揮できるよう、関係機関と連携をとりながら、支援します。

施策の基本的方向 １　女性の就労や起業の支援

具体的施策		内容	所管課
18	就労に向けての相談やセミナー等の開催	女性の就労を支援するための相談窓口の充実やセミナー等を実施します。	男女共同参画センター
19	再チャレンジ支援	出産や育児、介護などで就労を中断し、再び就職や起業などにチャレンジしたいと考えている人へ、ハローワークや関係機関と連携し、再チャレンジに関する情報提供を行います。 社会保険労務士による女性のための就労相談を実施します。	男女共同参画センター 商工観光課
20	起業に向けての支援	起業に関するセミナーや相談、イベントなど、関係機関等と連携し、起業に向けての支援の充実を図ります。	男女共同参画センター 商工観光課
21	就業継続に向けた人材育成	仕事又は家庭（子育てや介護等）の二者択一ではなく、働き続ける意思をもつ人材の育成を図ります。	男女共同参画センター 商工観光課

施策の基本的方向 2　能力発揮の推進と学習機会の拡大

具体的施策		内容	所管課
22	能力発揮の推進と学習機会の拡大	職場や家庭・地域などあらゆる場面において、女性が持つ能力や個性を十分に発揮できるよう、女性の活躍を推進します。 各種分野で活躍できる人材を育成するため、女性セミナー等、学習機会を拡大します。	男女共同参画センター 関係各課

施策の基本的方向 3　各種相談窓口の充実と連携

具体的施策		内容	所管課
23	女性の総合相談窓口の整備・充実	女性の様々な悩みについて相談できる窓口の整備・充実を図ります。	男女共同参画センター
24	各種相談窓口の充実と連携	自立支援が必要な方への相談対応とエンパワーメントにつなげていくため、各種相談窓口の充実と連携を図り、効率的な支援体制を構築します。	関係各課

基本方針２

男性の家庭生活への参画促進

・　家事・子育て・介護等に男性も積極的に参画できるよう、男女共同参画センターの事業等を通して、啓発に取り組みます。

・　男性の家庭生活への参画を促進するため、長時間労働の抑制など働き方改革の推進に努めます。

施策の基本的方向 １　男性に対する意識啓発

具体的施策		内容	所管課
25	男性に対する男女共同参画意識の向上のための啓発	男性の家事・子育て・介護等への参画を推進するための講座の実施や交流の場の提供に努めます。また、啓発資料等により、男女共同参画の意識向上を図ります。	男女共同参画センター 人権教育課

施策の基本的方向 ２　男性の働き方改革の推進

具体的施策		内容	所管課
26	男性の働き方改革の推進	長時間労働の抑制や年次有給休暇等の取得促進など、男性の働き方改革を推進するため、関係機関と連携し、意識啓発を図ります。	男女共同参画センター 商工観光課

基本方針３

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

・　男女が共に家事や子育て･育児等の家庭生活における責任を分かち合えるよう、仕事と生活の調和（ワーク･ライフ･バランス）の実現を目指します。

施策の基本的方向 １　ワーク･ライフ･バランスの推進

具体的施策		内容	所管課
27	ワーク･ライフ･バランスについてのセミナー等による推進	市民に対し、ワーク･ライフ･バランスや男性中心型労働慣行の見直しの推進に向けた冊子の発行やセミナー等を実施します。	男女共同参画センター 商工観光課

施策の基本的方向 ２　企業･事業所等への啓発

具体的施策		内容	所管課
28	企業･事業所等への各種情報提供	育児休業や介護休業、時差出勤*14制度など、多様で柔軟な働き方について、企業･事業主等への情報提供に努めます。 短時間労働制や在宅勤務*15など、就労を支援する制度について、情報提供に努めます。	商工観光課
29	企業･事業所等へのワーク･ライフ･バランスについてのセミナー等による啓発	子育てや介護等と仕事の両立ができるよう、ワーク･ライフ･バランスについて、セミナー等により啓発を行います。	男女共同参画センター 商工観光課 人権教育課

*14 時差出勤：業務の始業時間や終業時間を基準の時刻から早めたり遅らせたりすることを容認する制度

*15 在宅勤務：自宅を就業場所とする勤務形態。テレワークの一形態である。

基本方針４

子育て支援の充実

・　誰もが安心して子育てができるよう、多様なニーズに対応する子育て支援の充実を図ります。

・　子育ての負担感や不安等を解消するための情報提供や相談体制の充実を図ります。

・　地域全体で子育てを支える意識づくりや環境づくりを推進します。

・　子育てに関する情報提供の充実や、保護者や子ども同士の居場所の提供等を行います。

施策の基本的方向 １　子育て支援の充実

具体的施策		内容	所管課
30	子育て相談業務の実施	民生委員・児童委員や主任児童委員と連携し、家庭児童相談や乳児相談等の充実を図ります。	こども福祉課 健康課 こどもプラザ
31	子育て教室の実施、子育て情報誌の発行・配布	食育や心身の健康について学ぶ子育て教室を実施します。 子育てボランティアの紹介や小児医療情報など子育て情報誌を発行し、様々な情報提供を行います。	こどもプラザ こども福祉課 健康課
32	ファミリー・サポート・センター事業の実施	一時的に子育ての支援を受けたい方を対象に子育て支援サービスを実施します。	こども福祉課
33	多様な保育事業等の実施	保護者の就労などに対応した乳幼児や障害のある子どもの一時預かり保育・休日保育や病児保育等の充実を図ります。	幼保連携課 社会福祉課
34	放課後児童クラブの充実	労働等により保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、適切な遊びの場を確保する、放課後児童クラブ*16の充実を図ります。	学校教育課
35	児童館など子どもの遊び場の充実	自主性、社会性、生活技術を育む児童館や異年齢児や親子が安心して過ごせる遊び場の充実を図ります。	こどもプラザ

*16 放課後児童クラブ：保護者が共働き等により昼間家庭にいない小学生を預かり、その遊びと生活を支援し、健全育成を行う施設

基本方針５

障害のある人・高齢者等の介護負担の軽減

・　介護する家族の不安や悩み等を解消するための情報提供や相談体制の充実を図ります。

・　家族の介護を続けられるよう、介護保険事業、障害者総合支援法に基づく事業など、介護の支援を充実します。

施策の基本的方向 Ⅰ　障害のある人・高齢者等の介護負担の軽減

具体的施策		内容	所管課
36	障害のある人、高齢者等の介護についての相談業務の実施	民生委員・児童委員や在宅介護支援センター等関係機関と連携し、介護相談や認知症に関する相談等の充実を図ります。 地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センター等の相談窓口の周知を図ります。	社会福祉課 長寿福祉課
37	介護保険制度、高齢者福祉サービス及び介護予防事業に関する情報提供・利用の啓発	介護保険サービスや介護保険以外の高齢者福祉サービスに関する情報提供を行い、適切なサービス利用により、介護負担の軽減を図ります。 要支援・要介護状態になるおそれの高い対象者を早期に把握し、介護予防の取組を支援します。地域での介護予防活動を支援し、介護予防に関する情報提供を行います。	長寿福祉課 健康課
38	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や児童福祉法に基づくサービスに関する情報提供・利用の啓発	障害福祉サービスや障害のある子どもを対象としたサービス、その他事業に関する情報提供を行い、適切なサービス利用を促進することで介護負担の軽減を図ります。	社会福祉課

基本目標　Ⅲ

社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進

基本方針１

政策・方針決定過程における女性の参画の拡大



・　団体推薦による委員について、女性の推薦を要請し、審議会等委員における女性委員の比率を高めます。

・　あらゆる場面における女性の政策・方針決定過程への参画を進めるため、事業所や各種団体等への働き掛けや啓発を行います。

施策の基本的方向　１　審議会等への女性委員の登用

具体的施策		内容	所管課
39	全ての審議会等への女性委員の登用	審議会等への女性委員の積極的な登用を推進するとともに、女性委員がいない審議会等の解消に努めます。 委員の選出規定や選出方法の見直しなどについて、審議会等の所管課に対する働き掛けを積極的に行い、全庁的な取組として、審議会等における女性委員の割合40％以上60％未満を目指します。	男女共同参画センター 関係各課

施策の基本的方向 2　事業所・各種団体等における女性の職域拡大と管理職への登用

具体的施策		内容	所管課
40	事業所・各種団体等における女性管理職への登用促進	女性の意見が反映されるよう、管理職への女性の登用や性別にこだわらない人員配置、また採用等に向けた取組について関係機関と連携し、事業所・各種団体等に働き掛けます。	男女共同参画センター 商工観光課
41	事業所・各種団体等における方針決定の場への女性の参画促進	関係機関と連携し、事業所に対して講座や研修などを通じて、方針決定の場への女性の参画などの啓発や先進事例の紹介を行い、事業所でのポジティブ・アクション*17の促進を図ります。	男女共同参画センター 商工観光課 関係各課

*17 ポジティブ・アクション：社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

基本方針２

家庭における男女共同参画の促進



・　家庭生活において、家事や子育て、介護等、男女が協力し共に責任を果たし、男女共同参画が実現するよう、啓発や情報提供、学習機会の提供に取り組みます。

施策の基本的方向 Ⅰ　男女が共に担う家事・子育て・介護等の促進

具体的施策		内容	所管課
42	男女が共に担う家事・子育て・介護等の促進	家事・子育て・介護等、男女が協力し共に責任を果たせるよう、学習機会の提供を行います。	男女共同参画センター 関係各課
43	育児休業・介護休業に関する情報提供	男女の育児・介護休業等の取得に向け、事業所等への情報提供に努めます。	商工観光課

基本方針３

地域活動・団体等の活動における男女共同参画の推進

・　地域活動やボランティア活動に男女が共に積極的に参画できるよう、人材の育成・支援に取り組みます。

・　自治会や各種団体等への女性役員選出に向け、女性の参画を拡大することの意義の浸透を図るとともに、選出への啓発を実施します。

施策の基本的方向 １　自治会等地域活動における男女共同参画の促進

具体的施策		内容	所管課
44	自治会等への女性役員の選出に向けた取組	自治会等への女性役員の選出に向け、区長会や地域活動組織等へ働き掛けます。	男女共同参画センター まちづくり課

施策の基本的方向 ２　団体・グループの育成・支援

具体的施策		内容	所管課
45	男女共同参画に関する自主活動グループの育成・支援	男女共同参画の推進等に取り組む活動団体の育成を進めるとともに、情報提供や団体間の交流促進・ネットワーク化を図り、その活動を支援します。	男女共同参画センター 関係各課
46	子育てグループへの支援	子育て中の保護者の情報交換や、悩み相談のための自助グループへの支援を行います。	こどもプラザ

基本方針４

職場における男女共同参画の推進

・　企業や雇用主に対し、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）や労働基準法、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下「パートタイム・有期雇用労働法」という。）*18、育児・介護休業法等を周知するとともに、男女が共に働きやすい職場づくりに取り組むよう、啓発を行います。

・　男女が共に安心して働き続けることができる就業継続可能な職場づくりの取組について、啓発を行います。

施策の基本的方向 １　男女の均等な雇用機会と待遇の確保

具体的施策		内容	所管課
47	事業所等への研修会の実施	関係機関との連携を図り、研修会等を実施します。	商工観光課
48	就業継続可能な職場づくり	女性も男性も働きたい人全てが、仕事と家庭（子育て・介護等）との二者択一を迫られることなく、働き続けることができるよう、就業継続可能な職場づくりの取組について、啓発します。	商工観光課
49	事業所等への各種情報提供	男女平等の視点に立った雇用環境の整備を図るため、男女雇用機会均等法やパートタイム・有期雇用労働法等について事業所等への情報提供に努めます。	商工観光課 人権教育課

施策の基本的方向 ２　農業や自営業等の女性経営者の活動支援

具体的施策		内容	所管課
50	農業分野における女性の活動支援	農業分野における女性の起業支援、農業委員会委員への女性の登用を促進します。	農林振興課
51	自営業等の女性経営者の活動支援	自営業等の女性経営者の活動支援やネットワークづくりなど、女性活躍の促進に取り組みます。	商工観光課 男女共同参画センター

*18　パートタイム・有期雇用労働法：企業規模にかかわらず、同一企業内における正社員と非正規社員の間の不合理な待遇差を禁止する法律。また、非正規社員は事業主に「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、説明を求めることができる法律

基本方針５

学校における男女共同参画の推進

・　学校現場での男女共同参画を促進し、女性教職員の管理職登用及び児童会や生徒会における男女の偏りのない役員登用を促進します。

施策の基本的方向 Ⅰ　男女共同参画の視点に立った学校運営の推進

具体的施策		内容	所管課
52	管理職・学年主任等への女性の登用促進	学校現場での男女共同参画意識の向上を図り、女性の教職員の管理職・学年主任等への登用を促進します。	学校教育課
53	学校運営等の方針決定の場における男女共同参画の推進	小・中学校の方針決定の場における男女共同参画を推進します。	学校教育課
54	男女の偏りのない児童会・生徒会役員の登用	性別による役員の割当てをせず、男女の偏りのない児童会・生徒会役員の登用に取り組みます。	学校教育課

基本方針６

防災・防犯における男女共同参画の推進

・　避難場所等において、男女共同参画の視点からの担うべき役割や取組が行えるよう、防災･防犯活動に参画する女性の人材育成に取り組みます。

施策の基本的方向 Ⅰ　防災･防犯における男女共同参画の推進

具体的施策		内容	所管課
55	防災分野における女性の積極的な参画推進	自主防災組織などにおいて女性の積極的な参画を働き掛けます。 避難場所、災害ボランティア活動の場等において、女性や障害のある人、子育て世代に配慮した運営等、男女共同参画の視点が反映されるよう努めます。 防災会議委員への女性の登用を推進します。	防災安全課
56	防犯分野における女性の積極的な参画推進	犯罪や事故が発生しにくいまちづくりに向け、補導委員や見守り隊（ハーティネス･メンバー）への女性の参画拡大を図ります。	青少年センター

基本方針７

市の率先した男女共同参画の推進

・　市自らが男女共同参画のモデル職場となるよう、女性職員の管理職登用等への促進に取り組みます。

・　ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた職員の意識向上、休暇・休業等制度の周知の徹底を図ります。

・　審議会等委員における女性委員の比率を高めるとともに、団体推薦による審議会等委員についても、女性委員の推薦について協力を要請します。

施策の基本的方向　１　市の率先した男女共同参画の推進

具体的施策		内容	所管課
57	庁内における管理職への女性の登用と職域の拡大等	政策決定過程において女性の意見が反映されるよう、管理職への女性職員の登用や性別にこだわらない人員配置、採用等を行います。	総務課
58	ワーク・ライフ・バランスに向けた取組の推進	職員の育児・介護休業等の取得促進に努めます。 ノー残業デーを設け、所属長自らが退庁を促すなど、管理監督職が率先して時間外勤務削減を図ります。 子育てに関する制度等を周知し、子育てと仕事を両立しやすい職場環境づくりを進めます。	総務課
59	全ての審議会等への女性委員の登用（No.39再掲）	審議会等への女性委員の積極的な登用を推進するとともに、女性委員がいない審議会等の解消に努めます。 委員の選出規定や選出方法の見直しなどについて、審議会等の所管課に対する働き掛けを積極的に行い、全庁的な取組として、審議会等における女性委員の割合40％以上60％未満を目指します。	男女共同参画センター関係各課

基本方針１

あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の推進



・　暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、暴力を決して許さないという強いメッセージを発信します。

・　DVに対する正しい知識を身につけるとともに、身近なDV被害者の早期発見・早期解決のため、DV根絶に向けた教育や啓発に取り組みます。

施策の基本的方向 １　女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の推進（再掲）

具体的施策		内容	所管課
60	暴力根絶への広報 （No.12再掲）	暴力は重大な人権侵害であることを周知するため、わかりやすく、読みやすい内容の資料の作成・配布、学習機会の提供を行います。	男女共同参画センター こども福祉課 人権教育課 学校教育課
61	暴力根絶に向けた予防学習の取組 （No.13再掲）	新型コロナウイルス感染症拡大に伴うDVや性暴力の増加・深刻化の懸念も踏まえ、学校や企業等を対象としたDV防止に向けた取組や教育の充実を図ります。	男女共同参画センター 学校教育課

施策の基本的方向 ２　DV根絶に向けた啓発・教育

具体的施策		内容	所管課
62	DV防止の理解を深めるための啓発と教育	DVに関する理解を深め、防止を図るための啓発と教育を行います。	男女共同参画センター 学校教育課 人権教育課
63	デートDVに関する啓発	児童生徒に対して、デートDVに関する理解を深めるため、学校への出前講座など学習機会を提供しながら啓発を行います。	男女共同参画センター 人権教育課
64	DVに関する市民の意識・実態調査の実施	DVに関する市民の意識と実態を把握する調査を定期的に実施します。	こども福祉課 男女共同参画センター
65	DVに関する資料の収集と提供	男女共同参画センターにおいて、DVに関する各種資料を収集し、市民向けの学習教材として提供を図ります。	男女共同参画センター

基本方針２

DV被害の早期発見と相談体制の整備・充実



・　DV被害が潜在化しないよう、市の窓口業務や医療機関等の関係機関でDV被害を早期に発見する体制を構築します。

・　被害者の安全に配慮し、安心して相談できる環境づくりを推進します。

施策の基本的方向 １　DV被害の早期発見の仕組みづくり

具体的施策		内容	所管課
66	市の各種窓口におけるDV被害の気付きと相談支援窓口への連係	市の各種窓口において、DV被害者と思われる方への気付きと相談支援窓口へ連係していくための支援を行います。	こども福祉課 関係各課

施策の基本的方向 ２　DV被害者の相談体制の充実

具体的施策		内容	所管課
67	関係機関との連携による早期発見に向けた仕組みづくり	関係機関と連携し、ネットワークを確立することにより、DV被害の早期発見に努めます。	こども福祉課
68	DV相談窓口の周知	DV被害者や市民に対し広報紙や市ホームページ等で相談窓口の周知を図ります。	こども福祉課
69	相談支援体制の充実	DV被害者が相談しやすい窓口にするなど、相談窓口体制の充実を図ります。	こども福祉課
70	関係する相談機関との連携の強化	DVに関係する相談機関との連携を強化するとともに、必要に応じてDV被害者支援ケース会議を開催して対応します。	こども福祉課
71	相談窓口職員及び関係職員の資質の向上	相談窓口職員及び関係職員の資質の向上のための研修機会の充実を図ります。	こども福祉課

基本方針３

DV被害者への支援体制の整備



・　DV被害者に対して総合的かつ迅速な対応が必要であることから、関係機関の役割分担を明確にしつつ、被害者の保護・支援を行います。

施策の基本的方向 １　DV被害者の安全確保

具体的施策		内容	所管課
72	DV被害者の安全確保	一時保護支援の組織体制を充実し、警察や県立女性家庭センターと連携を図り、迅速な対応を行い、DV被害者の安全を確保します。 一時保護中のDV被害者と同伴する子どもの支援を強化します。 一時保護施設等への同行支援を図ります。	こども福祉課

施策の基本的方向 ２　DV被害者の自立支援の推進

具体的施策		内容	所管課
73	被害者の自立に向けた情報提供と相談支援	DV被害者の自立に向けた各種情報の提供と相談支援の充実を図ります。	こども福祉課
74	DV被害者のこころのケア	DV被害者が受けた精神的なダメージを緩和するため、心理的なケアを行います。	こども福祉課 健康課
75	子どもの保護のための体制整備	関係機関との連携によりDV被害者の子どもの保護のための体制を整備します。	こども福祉課
76	DV被害者の市営住宅入居要件の緩和等による自立支援	DV被害者の住まいの確保のため、被害者に配慮した市営住宅入居要件の緩和等を行うことにより、自立支援を行います。	建築住宅課
77	配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討	配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討を行います。	こども福祉課


NISHIWAKI
35N135E∞
NIHONNO
HESONO
Ó